



公正証書遺言について

民法では、相続に関する相続人や法定相続分などを定めています。しかし、自分の死後、遺産をめぐる争いを事前に防ぎ、また自分の思いによる遺産の分配をするために、あらかじめ遺言によって決めておくことができます。

遺言には公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言の3つがあります。中でも公正証書で行う遺言が最も確実で安全な方法であるといわれます。

公正証書遺言は、本人が公証役場へ行き、公証人に直接自分の考えている遺言の内容を伝えます。公証人は本人の精神状態が正常であることを確認し、本人の思いを書面にまとめます。まとめた遺言公正証書の原本は公証役場で保管（原本を写した正本と謄本は遺言者に交付。）されるため、紛失や偽造の心配がなく安全確実です。

遺言は認知症など、判断能力が低下してしまった後では手続きできなくなります。遺言を作成される場合は、早めの行動が肝心です。

公証人は法務大臣から任命される公の人ですから安心です。公正証書作成に関する相談は無料です。気軽に公証役場へ出向き、安全確実な公正証書遺言について考えてみましょう。

遺言を考える場合の例

- ①夫婦間に子どもがいない場合
- ②息子の妻に財産を相続させたい場合
- ③特定の相続人に事業継承させたい場合
- ④内縁関係の場合
- ⑤相続人が全くいない場合



大垣公証役場 大垣市丸の内1丁目35番地
電話：78-6174

—日本公証人連合会 遺言公正証書の手引き参照—



12月のシニアはつらつ教室

身体全体に少し負荷をかける筋力トレーニングを取り入れることが、介護予防のカギです。筋力アップはいつになっても可能です。ぜひご参加ください。

| と | き | ところ |
|-----------|-------------|---------------|
| 12月5日(水) | 13:30~15:00 | 生きがいセンター |
| 12月10日(月) | 10:00~11:30 | 府中地区まちづくりセンター |
| 12月10日(月) | 13:30~15:00 | 宮代地区まちづくりセンター |
| 12月14日(金) | 10:00~11:30 | 栗原地区まちづくりセンター |
| 12月20日(木) | 10:00~11:30 | 東地区まちづくりセンター |
| 12月20日(木) | 13:30~15:00 | 岩手地区まちづくりセンター |
| 12月21日(金) | 10:00~11:30 | 表佐地区まちづくりセンター |

対象者/65歳以上

申込/不要

参加費/無料

持ち物/運動のできる服装、
室内用運動靴、水分
補給できるもの



垂井町認知症カフェ メモリーカフェいぶきっさ

最近物忘れが気になる人、認知症の人やそのご家族、地域のみなさんが自由に参加し交流できる場所です。

お茶を飲みながら、楽しく過ごしましょう。

と き/12月26日(水)

午前9時30分~正午

ところ/いぶき苑別館 地域交流スペース

※ 送迎有り (要予約)

参加費/100円 (運営協力費として)

問合せ/特別養護老人ホームいぶき苑別館

担当: 山田 ☎22-5701



専門職員に相談できます

一緒にお話しましょう

